

**経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する
有識者会議**

**第四回事務局資料
(健全性政策の「3つの柱」について)**

令和元年10月21日（月）

金融庁

これまでの主なご意見 – 第1の柱（基準のあり方）について

- 一定程度の比較可能性・理解可能性が求められる。
- 第1の柱の基準と内部管理上の基準の2つが並立することは使いにくく、それを第1の柱でこなしていける規制が望ましい。
- ICS等でも認められている「緩い」部分（割引率におけるUFRやスプレッドの上乗せ等）は一定程度許容可能だが、あるべき経済価値評価とベクトルが揃っているべき。
- UFRを用いた評価にはリスクを伴う旨や、EUにおける見直し議論の動向等も意識すべき。
- 資産サイドの信用リスクプレミアムを一定程度割引率に反映させることも検討すべき。
- 意図せざる影響に配慮する観点から、株式リスクに係る対称調整メカニズム等も検討すべき。
- 欧州においては、インフラ投資に係るリスク軽減措置は保険会社の行動に一定の影響を与えているように見受けられる。
- 真の最低基準に相当するMCR（業務停止等の最も強力な監督措置をトリガーする資本水準）をどのように設定するかという観点もある。
- 現行の実質資産負債差額規制の扱いも検討すべき。

これまでの主なご意見 – 第1の柱（監督措置）について

- 基準（100%）を一時点でも下回ることは絶対に許容されない、という仕組みとする場合、保険会社の投資行動等に大きな影響を与えうる。
- ソルベンシーIIにおいては、SCR=100%はあくまでも回復計画の提出と実行を求める水準であることに留意すべき。
- 早期是正措置のあり方を考えるに当たっては、キャッシュフローの情報を織り込んでリスクの発現時点を考慮することも必要ではないか。
- 意図せざる影響を回避する観点からは、ソルベンシーIIを参考に、システミックなストレス下での回復期間の延長等も検討すべき。
- 特に生命保険会社の場合、健全性の回復に一定程度長い期間をかけることが可能な点に留意すべき。
- 現下の低金利環境が長期化する可能性等も踏まえ、どこまで／いつまでに回復可能かは慎重に考えるべき。
- 消費者の理解を得た上での導入となるように、経過措置を設けるなど、慎重で丁寧な導入をすべき。
- 経済価値ベース規制をできるだけ早く導入し、行政も保険会社も早くその準備を始めるべき。

これまでの主なご意見 – 第2の柱について

- 内部管理の経済価値評価は、本来ヘッジないし狭義のALMを行う能力と意思によって異なるものであり、第1の柱とは一致しないこともありうる。内部管理については第2の柱で対応・レビューされるべきもの。
- 内部管理の中では、より原則的・目的適合的な手法が選択され、また場合によっては複数の指標も用いていくことになる。
- 各社が創意工夫によりリスク計量等を行うことで、より適切かつ先進的な手法を当局も把握しやすくなり、それを第一の柱に取り入れていく余地も生まれる。
- 内部管理の中では回復可能性の判断根拠となった見通しの評価検証とPDCAがあるべきであり、第2の柱の中で重要なチェックポイントになるのではないか。
- 第1の柱にUFR等の「緩い」の部分が取り入れられている場合には、第2の柱の中でしっかりモニタリングされるべき。
- 保険会社が自主的にリスク管理を高度化し、それを当局が見ていくPDCAのような形で第2の柱が回ることを望ましい。
- 定量化できないリスク（エマージングリスク等）や広義の企業価値等についても第2の柱において見ていく必要がある。

これまでの主なご意見 – 第3の柱について

- 技術的な情報（手法、パラメータ、エクスポージャー、デュレーション、投資方針等）を理解できる層に向けてある程度詳細な開示を行い、仲介役に当たる方々が消費者等に向けて読み解くというあり方が現実的ではないか。
- 第3の柱は、マーケットや当局との対話を踏まえて回して実効性を持たせていくという位置づけではないか。
- 外部からはESR等の数字を安易に並べて判断される怖さもあり、それを十分に理解してもらえるかどうかという懸念もある。
- 消費者が指標だけを見て過度に不安にならないような工夫（読み方、アウトプット、コンサルの役割）を考えていく必要がある。
- 情報の利用者への教育に必要な措置を考えつつ、情報開示のタイミングはあまり先延ばしにすべきでない。

健全性政策の「3つの柱」についての考え方

- これまでの議論の中では、定量規制（第1の柱）のみでなく、第2・第3の柱も含めた健全性政策全体のあり方や、その中での多面的な検証が重要との点が多く指摘された。
- 健全性政策における「3つの柱」について、必ずしも統一的な定義や概念は存在しないが、これまでの議論を参考にすると、以下が基本的な構成要素として考えられる。

第2の柱（自己管理と監督上の検証）

- リスク・リターン・資本のバランスを踏まえた各社における内部管理
 - ⇒ 各社の特性・目的を反映した、自主的なリスク管理・経営管理の高度化を促す
- 当局による検証
 - ⇒ 第1の柱で捕捉できない部分についてもカバー

第1の柱（定量規制（最低基準））

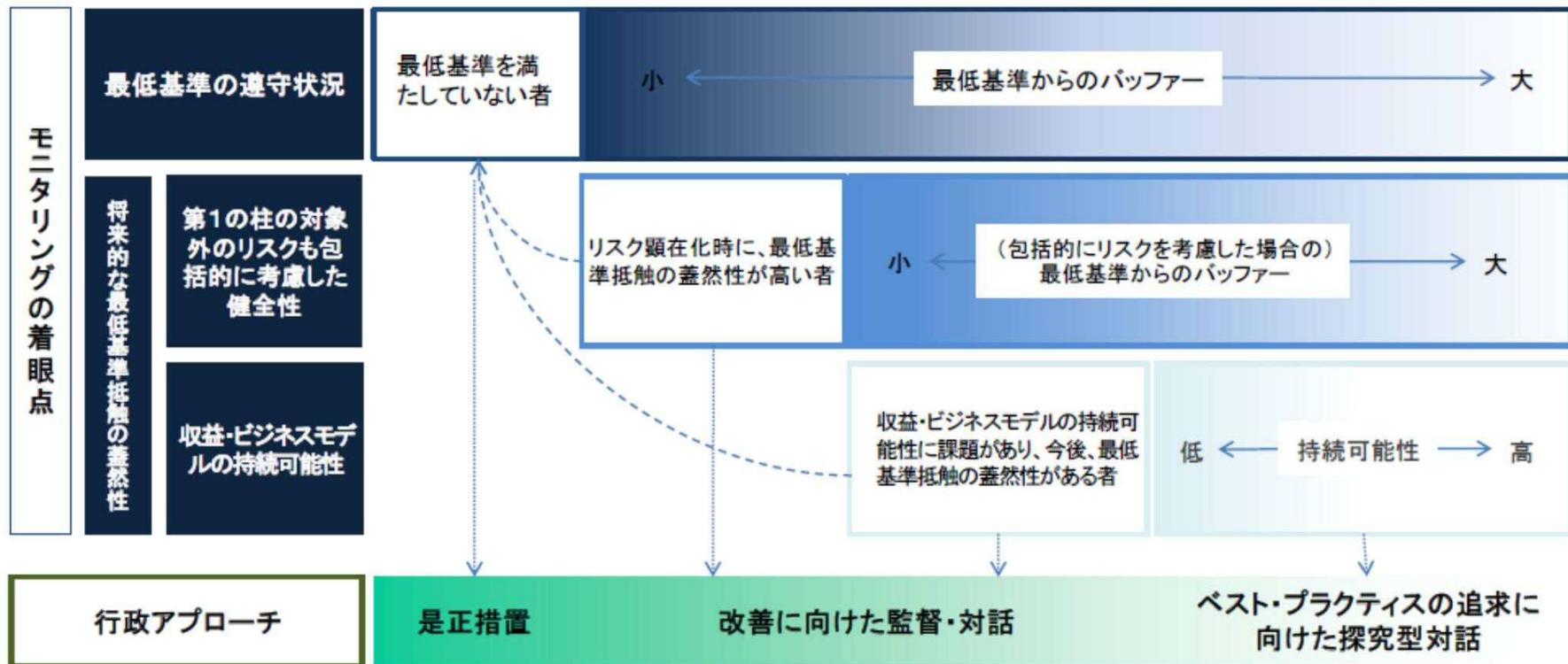
- 経済価値ベースのソルベンシー基準（規制上のESR）
 - ⇒ 比較可能性・理解可能性にも配慮した統一的な「物差し」としての役割
- 規制上のESRの水準に基づいた監督措置
 - ⇒ 契約者保護のためのバックストップとしての役割

第3の柱 （開示と市場規律）

- リスク及び健全性に係る情報開示
 - ⇒ ステークホルダー（市場や契約者）の判断に資する適切な情報提供と、それを通じた保険会社への規律付け

持続的な健全性を維持するための動的な監督の位置づけ

- 当庁全体の検査・監督についても、最低基準の検証に留まらず「実質・未来・全体」に重点を置いて行っていく方針。
- 「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」の中では、「最低基準検証」「動的な監督」「見える化と探究型対話」という概念整理を行っており、それらはバーゼル規制における「3つの柱」とも通じる部分があることも指摘している。



第1の柱についての現状と論点

現行制度の概要

- ソルベンシー・マージン比率の水準に基づき、早期是正措置の内容が規定されている。
 - 200%未満の場合は改善計画の提出と実行（PCRに相当）、100%未満の場合は配当・資産運用に係る制限や事業の縮小等、0%未満の場合は業務停止命令を含む（MCRに相当）
 - 実質資産負債差額に基づく判定も存在
- ソルベンシー・マージン比率規制の枠外ではあるが、一定の要件を満たす場合には保険業法や会社更生法（更生特例法）に基づく破綻処理手続の対象となる。
 - 支払停止・債務超過（のおそれ）、将来収支分析に基づき事業継続困難と認められる場合

新規制移行への論点の例

- 比較可能性・理解可能性の観点から、ICS（MAV手法）をベースとして国内規制のあり方を検討していくことでよいか。ICSから変更を加えるべき点はあるか。
 - 割引率については、上乘せスプレッド、UFR、一定の要件下での運用資産構成の反映（3バケット・アプローチ）等が織り込まれている。
- 現状のICSにはない政策的措置の必要性につき、どのように考えるか（例：株式に係る対称リスク調整、インフラ投資の取扱い等）。
- 100%をPCRとし、抵触時には一定期間内の回復を求めることでよいか。その場合、ソルベンシーIIを参考としたシステミックなストレス下での回復期間の延長措置につき、どのように考えるか。
- MCRや実質資産負債差額については、どのような方向性が考えられるか。

第2の柱についての現状と論点

現行制度の概要

- 「第2の柱」と明示的には整理していないが、金融庁として以下のような各種の取組みを行っている。
 - オフサイト・モニタリング：財務会計情報・リスク情報等の徴求・分析（決算状況表、ORSAレポート、運用資産状況、デリバティブ取引状況、有価証券等感応度、保険新契約状況（通貨別等）等）、定期的なヒアリング等を通じた定性情報の収集、その他特定の課題への対応（デジタルイゼーションの進展、自然災害リスク管理の高度化等）
 - 早期警戒制度：行政上の予防的・総合的な措置により、保険会社の早期の経営改善を促す（収益性改善措置、信用リスク改善措置、安定性改善措置、資金繰り改善措置）
 - フィールドテスト：2010年以降、経済価値ベース規制のフィールドテストを数次にわたり実施

新規制移行への論点の例

- 第1の柱が経済価値ベースに移行した場合に、保険会社の内部管理はどのように高度化していく必要があるか（例：内部管理におけるUFRの取扱い、定量化困難なリスクの取扱い等）。
- 第2の柱における監督行動のあり方は、どのように高度化していくべきか（例：回復に要する可能性や期間、リスク発現のタイミングや流動性の考慮、ORSAに基づく各社のストレステストのレビュー等）。

第3の柱についての現状と論点

現行制度の概要

- 保険会社は法令に基づき、以下の事項の開示が義務付けられている【法定開示】
 - 概況及び組織に関する事項（経営組織、株主、基金拠出者、取締役及び監査役等）
 - 運営に関する事項（リスク管理体制、法令遵守体制等）
 - 財産の状況（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、リスク管理債権の状況、SM比率（リスク・マージンの細目含む）、有価証券等の時価情報（会社計）等）
 - 業務の状況（保有契約高及び新契約高、正味収入保険料、運用利回り、保有契約増加率、解約失効率、正味損害率等）
- 上記のほか、生損各保険協会が加盟会社に対し、開示基準を定めている【任意開示】
 - 経常利益等の明細（基礎利益）、年換算保険料、新契約率、死亡率、特約発生率、事業費率等
 - 経済価値ベース指標（ESR、EV、MCEV等）を自主的に開示している例もあり（第一回事務局資料参照）

新規制移行への論点の例

- 定量的・定性的な開示項目について、現行制度と比較して、どのような点の拡充・見直しを図るべきか。
- 経済価値ベースの指標の特性を踏まえた、消費者などの情報利用者の理解可能性の確保に向けて、どのような主体がどのような対応を図っていくべきか。